



お金を借りるときに書いた念書の効力は？

相談者の気持ち

友人にお金を借り、1年後の期日までに返済するという念書を書き、署名・押印しました。期日に返済できなかったときはどのような効力を持つのでしょうか？



菅原 修 Sugawara Shu 弁護士

第一東京弁護士会所属。企業法務を中心に、一般民事事件、家事事件などを広く手がける。
協力：萩谷 雅和（萩谷法律事務所）

A

相談者が期日に返済することができなかった場合、お金を借りた際に作成した念書は、訴訟等における証拠になりますが、公正証書を作成した場合^{*1}とは異なり、当該念書に基づき直ちに不動産や預貯金口座に対して強制執行を行うことはできません。

他人からお金を借りることは、民法（以下、法）上、消費貸借契約といい、「消費貸借は、当事者の一方が種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約して相手方から金銭その他の物を受け取ることによって、その効力を生ずる」とされています（法 587 条）。

同条では書面の作成が義務づけられていないため、書面を作成しなくても契約は成立します。友人・知人間、親子間でお金の貸し借りをを行う場合や、少額の貸し借りをを行う場合には、何も書面を作成しないことは珍しくないでしょう。他方、金融機関から融資を受ける場合や、高額の貸し借りをを行う場合には、金銭消費貸借契約書、借用書、念書といった書面を作成する場合があります。

上記のような書面を作成するメリットは、当事者間の意思を明確にして、後々のトラブルを避ける点にあります。書面に契約日、金額、返済期日、利息・利子などの条件を明記することで、例えば、借りたのか、それとももらった（贈

与）のか、いつまでに返済すべきかなどに関するトラブルを避けることができます。本件でも、念書の記載内容次第ではありますが、基本的には相談者が友人からお金を借りた事実を否定することは難しいでしょう。

相談者がお金を借りた事実や条件を争わず、誠心誠意対応していれば、友人は返済を猶予してくれるかもしれません。他方、友人が返済を猶予しない場合に、相談者の財産、例えば不動産を差し押さえて強制的に返済してもらおうと考えたときは、訴訟を提起して勝訴判決をもらい、その後、強制執行を行うこととなります。お金を借りた際に作成した念書の記載内容、そして相談者が念書に自ら署名・押印した事実は、訴訟上有力な証拠になります。また、友人としては、支払督促手続き^{*2}を利用することも考えられます。いずれにせよ、念書に基づき直ちに強制執行を行うことはできない点に注意が必要です。

なお、借主が約束を守らない場合に直ちに強制執行するには、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載されている公正証書を作成しておくことが必要です。この公正証書の詳細は、日本公証人連合会のウェブサイト^{*1}をご参照ください。

*1 日本公証人連合会 <http://www.koshonin.gr.jp/business/b03/>

*2 裁判所「支払督促」 http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_minzi/minzi_04_02_13/